

財政運営基本方針

(令和4年3月23日 決裁)

1 本市の財政状況の認識

本市の財政構造の主な特徴は、歳入の根幹をなす市税の大部分を個人市民税、固定資産税、都市計画税が占めていることである。幸いなことに、この税収構造が主な要因で、リーマンショックやコロナ禍といった危機的状況下においても、他自治体と比較すると、影響は限定的であり、地方財政措置を活用しながら、必要な一般財源総額は確保できている。

健全化判断比率については、全国の自治体と比較すると、健全な水準で推移しており、特に問題はない状態である。

今後も、歳入の著しい増加など極端な財政構造の転換が見込まれないことから、引き続き、普通交付税の交付団体であることを踏まえ、地方財政措置を最大限活用することで、安定的な財源の確保に努める。

2 今後の収支見通し

令和7年度までの中期財政見通しでは、歳出においては、引き続き高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増加や過去の大型地方債の元金償還開始に伴う公債費の増加など義務的経費の増加を見込んでいる。

また、公共下水道事業や土地区画整理事業に加え、公共施設等の長寿命化事業や本格化を迎える三郷駅まちづくり周辺事業など大型の投資的事業を見込んでいる。

一方、歳入では、標準財政規模の増加に伴う税収等の増加に加え、引き続き、地方財政措置を活用することで、一般財源総額を確保できる見込みである。また、投資的経費の財源については、国県支出金のほか、地方債を活用することで対応できる見込みであるが、後年度負担となる地方債残高には十分な配慮が必要である。

なお、健全化判断比率については、当面は、健全な水準を維持できる見込みである。

3 財政運営に関する基本方針

- ・ 安定的に行政サービスを提供するため、標準的な財政収入を確保する。
- ・ 予期しない収入の落ち込みや不時の支出増に備えるため、一定規模の財政調整基金を確保する。
- ・ 公共施設等の老朽化対策などを計画的に実施するため、公共施設整備基金を活用する。
- ・ 歳入に見合った歳出を基本とし、歳出規模の不要不急な膨張を防ぐため、経常経費の抑制・削減に努め、適正規模の予算編成を行う。
- ・ 新規事業、投資的事業等の財源を確保するため、引き続き歳入歳出全般にわたる行政改革に取り組む。

4 予算編成の目安

(1) 標準的な財政収入の確保

安定的に行政サービスを提供するため、標準財政規模の動向等を参考としながら、地方財政措置を最大限活用し、一般財源総額を確保する。

(2) 地方債発行

将来負担を抑制するため、実質公債費比率6.4%以内、将来負担比率15%以内を目安とし、交付税措置のある地方債を最大限活用するなど後年度負担に十分配慮した上で、地方債を発行する。

(3) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、普通交付税と同等の重要な財源保障の役割を担っているため、当該地方債の満額発行を基本とする。

(4) 財政調整基金

予期しない収入の落ち込みや不時の支出増等に備えるため、財政調整基金残高は標準財政規模の15～20%程度を確保する。

また、基金を取り崩して活用する際にも、補正予算の編成等を通じて可能な限り取崩し額を抑制する。

(5) 公共施設整備基金

公共施設等の長寿命化事業など大型の投資的事業の財源とするため、活用見込みのない資産（遊休地等）は売払うこととし、残高の増加を図る。

また、基金の残高は、公共施設や道路等のインフラ施設の建設、改修及び除去等の財源として活用する。